

資料 - 1 基本計画（該当部分の抜粋）
 第2部 施策の基本的方向と具体的施策
 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施 策 の 基 本 的 方 向	
（１）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 行政分野において、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。 政府においても平成８年５月に男女共同参画推進本部が決定した、審議会等委員への女性の参画を２０％とする目標を達成したところであるが、更に努力が必要である。 このため、審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成１３年１月６日に移行が開始される中央省庁等改革による審議会等の再編後においても、ナイロビ将来戦略勧告を踏まえ、平成１２年８月の男女共同参画推進本部決定の目標の早期達成に努める。	
具 体 的 施 策	担当府省
ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進 ・ <u>女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成</u> 男女共同参画推進本部が平成１２年８月に決定した「平成１７年（西暦２００５年）度末までのできるだけ早い時期に」「３０％を達成する」という目標に向けて、各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取り組を進める。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指す。なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。 ・ <u>団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進</u> 団体推薦による女性委員が少なく、全体の女性比率を押し下げていることから、審議会等による委員を推薦している団体等に対し協力を要請し、特に、推薦委員数が多い団体等については、国の目標値に見合った女性割合が確保されるよう、格段の協力を依頼する。 職務指定についても、法令においては一定の裁量を与えられているにもかかわらず、運用上、特定の職務にある者や団体の長の登用が慣例化していることが少なくないことから、これらの必然性につき検討を行い、可能なものについては柔軟な対応を検討する。 ・ <u>その他の委員等への女性の参画を促進するための取組</u> 法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種モニター等についても、女性の参画を促進する。 日本学術会議においては、平成１２年６月に定めた「女性会員比率を今後１０年間で１０％まで高める」という目標に向け女性会員の増加を図る等、女性科学者の登用に努める。	全府省